

船橋市重度障害者等住宅改造費の助成

下記の方または同居のご家族がそのために既存の住宅に手すりを設置するなどのバリアフリー工事をする場合、介護保険制度の住宅改修費支給とは別に、その費用の一部を助成します

※助成を受けるには、必ず工事着工前に審査が必要となりますのでご注意ください

※賃貸住宅にお住まいの方もご利用いただけます

助成対象者の状態	申請・お問い合わせ
要支援又は要介護の介護認定者	高齢者福祉課 047-436-2352
身体障害者手帳(1・2級) または療育手帳(Ⓐの1～Aの2)の所持者	障害福祉課 047-436-2340

※上記の両方に該当する方も1回限りの助成です

※上記の両方に該当する方は、まず高齢者福祉課へご相談ください

■助成要件

申請者(工事の費用を負担する方)は次の要件をすべて備えていること

- ①市内に1年以上居住し、住所を有すること
- ②生計中心者の市民税・県民税額が32万円以下の世帯であること
 - ・市民税・県民税額が最も多い方を生計中心者とします
 - ・世帯分離等の場合でも、同居していて生計が同一と考えられる場合は、同一世帯とみなさせていただきます
- ③助成対象者が要支援・要介護の認定者もしくは身体障害者手帳(1・2級)又は療育手帳(Ⓐの1～Aの2)の所持者であること

※助成対象者と別世帯の者が申請する場合、助成対象者も上記①、②の要件を備えていること

■助成の制限 ……次の場合には助成ができませんのでご留意ください

- ・助成の可否決定前に住宅の改造にすでに着手、又は完了している場合
- ・助成を受けた方、又は助成の対象となって改造された住宅
- ・要支援1・2と要介護1・2の認定者で、申請される総工事費が150万円(消費税含む)を超える場合
(身体障害者手帳(1・2級)又は療育手帳(Ⓐの1～Aの2)の所持者については、障害福祉課の助成が受けられる場合がありますので、障害福祉課へお問い合わせください)

■助成対象工事

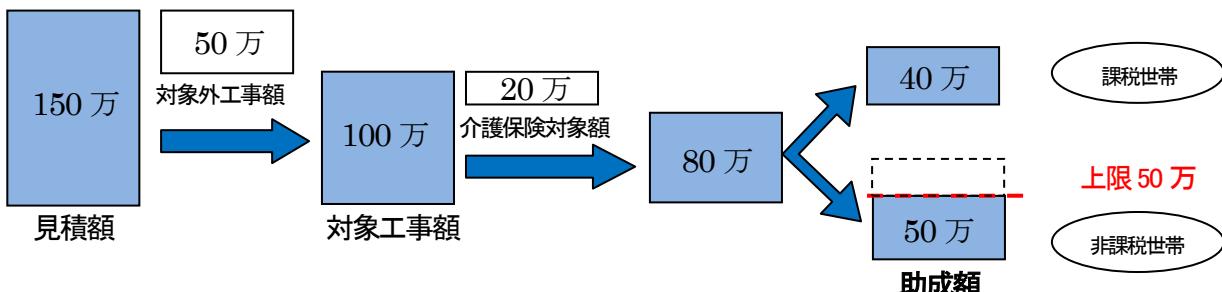
- ・介護保険の住宅改修費支給制度で認めているバリアフリー工事(手すりの取り付け、段差の解消、利用しやすい浴槽への交換、和式便器から洋式便器への交換、スロープの設置等)
 - ・リフト、階段昇降機、簡易移替機、便座昇降機、風呂昇降機の設置工事等
- ※増築工事、老朽化による修繕工事等は対象外となります
- ※助成対象は介護保険の住宅改修費支給対象に準じているか、および対象者の身体状況等に基づいて審査いたします

■助成額

申請した住宅の改造に要する額から助成対象外の工事額を控除し、さらに介護保険の住宅改修費支給が受けられる場合は、当該費用から介護保険給付の対象額を控除した上で、その残額に次に掲げる助成率を乗じて得た額となります(助成額は千円単位、端数は切り捨て)

助成率	市民税・県民税課税世帯	50%
	市民税・県民税非課税世帯	100%
助成上限額	50万円	

【助成額の計算例】 見積額 150万円の工事(介護保険の住宅改修費支給を未利用)



■助成方法

「(1)償還払い」が原則ですが、施工事業者が介護保険課に登録のある受領委任払い取扱事業者であれば、「(2)受領委任払い」もお選びいただけます。

(1) 償還払い

本人は一旦高齢者福祉課からの助成額も含めた工事費用を施工事業者に支払い、後日、市が本人に助成金を支払います。

(2) 受領委任払い

本人は高齢者福祉課からの助成金を差し引いた工事費用を施工事業者に支払い、後日、市が施工事業者に助成金を支払います。(本人が施工事業者に支払う工事費用の負担が軽減されます)

【介護保険住宅改修費支給について】

当該助成と介護保険の住宅改修費助成は異なる制度となっており、併用して助成を受ける場合には別に手続きを行う必要があります。

詳細につきましては船橋市介護保険課(047-436-2304)までお問い合わせください。